

「東大路通歩行空間創出推進会議設置要綱」改正案

現行	新
<p data-bbox="360 443 907 475">東大路通歩行空間創出推進会議設置要綱</p> <p data-bbox="181 539 268 571">(趣旨)</p> <p data-bbox="163 587 1104 815">第1条 四季を通じて、京都市民をはじめ、国内外からの来訪者が行き交う東大路通（三条通～東福寺）において、安心・安全で快適な歩行空間を創出することを目的とした、「東大路通整備構想」の案の内容等について検討するため、東大路通歩行空間創出推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="181 879 329 911">(所掌事務)</p> <p data-bbox="163 927 813 959">第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="181 975 1104 1054">(1) 前条の目的を具体化する「東大路通整備構想」の策定に関すること。</p> <p data-bbox="181 1070 1104 1150">(2) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。</p>	<p data-bbox="1328 443 1874 475">東大路通歩行空間創出推進会議設置要綱</p> <p data-bbox="1144 539 1232 571">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 587 2067 815">第1条 四季を通じて、京都市民をはじめ、国内外からの来訪者が行き交う東大路通（三条通～東福寺）において、安心・安全で快適な歩行空間を創出することを目的とした、「東大路通整備構想」の案の内容等について検討するため、東大路通歩行空間創出推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1144 879 1292 911">(所掌事務)</p> <p data-bbox="1126 927 1776 959">第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1144 975 2067 1054">(1) 前条の目的を具体化する「東大路通整備構想」の策定に関すること。</p> <p data-bbox="1144 1070 2067 1150">(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。</p>

現行	新
<p>(構成)</p> <p>第3条 会議は、委員40人以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第5条 会議には、議長及び副議長を置く。</p> <p>2 議長は、委員のうちから、市長が指名する。</p> <p>3 副議長は、委員のうちから、議長が指名する。</p> <p>4 議長は、会務を総理する。</p> <p>5 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議は、議長が招集する。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 会議は、委員60人以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第5条 会議には、議長及び副議長を置く。</p> <p>2 議長は、委員のうちから、市長が指名する。</p> <p>3 副議長は、委員のうちから、議長が指名する。</p> <p>4 議長は、会務を総理する。</p> <p>5 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議は、議長が招集する。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。</p>

現行	新
<p>(庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室及び東山区役所<u>区民部まちづくり推進課</u>において行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、<u>平成24年2月6日</u>から施行する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室及び東山区役所<u>地域力推進室</u>において行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。</p>